

建築基準法施行令の改正方針について

1. 平成16年の建築基準法改正に対応した改正

(1) 既存不適格建築物に係る構造規定の適用の合理化

- ・ 構造計算が不要な小規模建築物の基礎の基準について「既存不適格建築物向けの改修基準」を位置付ける。
- ・ 現行の構造規定に適合していない既存不適格建築物を増改築等する際に、現行の構造計算の方法以外であっても既存建築物の構造安全性を確認できる方法を位置付ける。

(2) 既存不適格建築物に係る規定の部分適用ルール

- ・ 構造規定について、増改築等と一連の部分に限定される遡及範囲を、エキスパンションジョイント等の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分とする。
- ・ 避難規定（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用の照明装置に関するもの）について、増改築等と一連の部分に限定される遡及範囲を、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている建築物の部分等とする。

2. 既存建築物等の安全性向上のための改正

(1) 鉄筋コンクリート造の建築物等のかぶり厚さ

鉄筋コンクリート造の建築物等について規定されている鉄筋に対するコンクリートの最小かぶり厚さの規定について、それぞれのかぶり厚さと同等以上の耐久性等を有する構造方法について告示で定め、あわせて、そうした性能を有していることについての大臣認定制度を創設することを検討。

(2) 最近の建築物に係る事故に対応した措置

近年、多発している駐車場からの自動車落下事故、防火シャッター作動時の挟まれ事故、建築物の除却工事中の外壁等の落下事故等に対応し、所要の措置を講じることを検討。

1 (1) 既存不適格建築物に係る構造規定の適用の合理化

【検討の背景・必要性】

- 平成16年の建築基準法改正で、既存不適格建築物に係る規制の合理化の観点から、「既存不適格建築物向けの改修基準」を作成することができることとした。

【検討中の改正案の概要】

- ① 構造計算が不要な小規模建築物の基礎の基準について、「既存不適格建築物向けの改修基準」（鉄筋コンクリートの増打ち、繊維補強等）を位置付ける。

また、従前から検討していた①の小規模建築物向けの改修基準に加え、大規模建築物についても次のような措置を講じることを検討。

- ② 実地調査等を踏まえて既存建築物の構造安全性を確認できる方法を「既存不適格建築物向けの改修基準」として位置付ける。

（実地調査等を踏まえた構造安全性の検証イメージ）

- ・ 「既存不適格建築物向けの改修基準」の適用対象は、増改築等の部分を含め建築物全体とするが、増改築等の部分は現行の仕様規定に適合
 - ・ コア抜き試験の結果から推定した強度等を使用
 - ・ 鋼板巻き、炭素繊維シート巻き等の補強材料の効果を考慮
- ③ 既存不適格建築物について増改築等を行う際に、その構造安全性の検証に係る大臣認定制度を創設

1 (2) 既存不適格建築物に係る規定の部分適用ルール

【検討の背景・必要性】

- 平成16年の建築基準法改正で、既存不適格建築物制度の合理化の観点から、既存不適格建築物を増改築等する際に、性能上分離して適用することが合理的な規定について、増改築等する部分と一連の部分のみ現行規定を遡及適用することとした。

【検討中の改正案の概要】

現行基準を遡及適用する性能上一連の部分（独立部分）を、規定の種類に応じて次のように定めることを検討。

規定の種類	独立部分
構造耐力	エキスパンションジョイント等相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分
廊下、避難階段、出入口、非常用の照明装置	開口部のない耐火構造の床、壁で区画された建築物の部分
排煙設備	開口部のない準耐火構造の床、壁、遮煙性能を有する防火設備で区画された建築物の部分

2 (1) 鉄筋コンクリート造の建築物等のかぶり厚さ

【検討の背景・必要性】

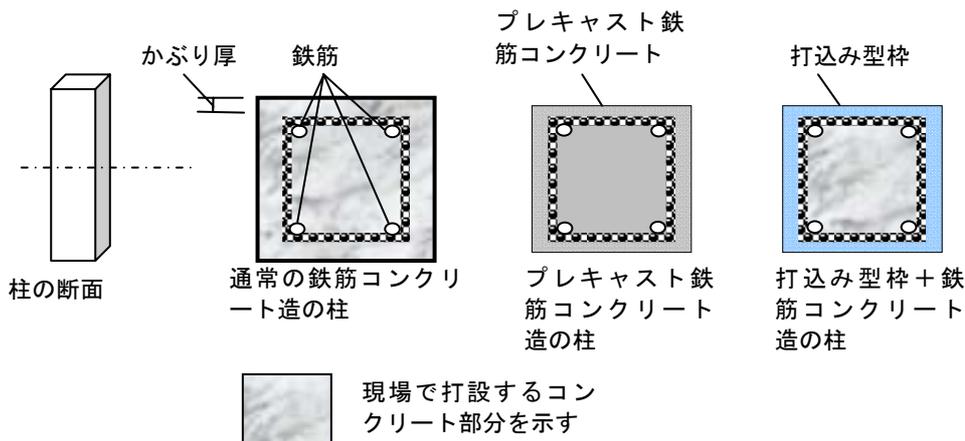
- 建築基準法令では、鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物及び工作物について、耐久性等の観点から、鉄筋等に対するコンクリートの最小かぶり厚さを規定している。
- 比較的品質が高いプレキャストコンクリートを使った部材については、一定の構造安全性が確かめられることを条件にかぶり厚さの基準を緩和している。
- 近年の技術開発により、コンクリートの最小かぶり厚さと同等以上に耐久性等を確保できる工法が考案されており、そのような工法による耐震改修等のニーズが増大していくと考えられる。

【検討中の改正案の概要】

- ① 現行、プレキャストコンクリートのみ認められているかぶり厚さの緩和を、耐久性等の観点から所要のかぶり厚さを有するものと同様以上の性能があると考えられる構造方法にも適用できるようにする。
- ② ①以外の構造方法で、それぞれの規定におけるかぶり厚さと同等以上に耐久性等を確保できる構造方法について、大臣認定制度を創設し、新たな技術開発に対応できるようにする。

<参考> 検討対象となり得る構造方法（イメージ）

- ・ 押出し成形セメント板等の材料を用いた打込み型枠を使用したもの
- ・ ポリマーセメントモルタル等の材料で部分的にかぶり部分を補修したもの



【参照条文】

(鉄筋のかぶり厚さ)

第79条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては3センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては4センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。

2 前項の規定は、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材であつて、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

(鉄骨のかぶり厚さ)

第79条の3 鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さは、5センチメートル以上としなければならない。

2 前項の規定は、プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材であつて、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

※このほか、煙突の構造（第139条）、高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱等（第140条）、擁壁（第142条）において、かぶり厚さの規定を準用している。

2（2）最近の建築物に係る事故に対応した措置

【検討の背景・必要性】

近年多発している建築物に係る事故として次のようなものがある。

- ① 建築物の屋上に設けられた駐車場や立体駐車場から自動車が落下し、運転手や下敷きになった子供らが死傷する事故
- ② 防火シャッターの作動時に人が挟まれて死亡する又は重大なケガをする事故
- ③ 建築物の除却工事において外壁等が敷地外に倒壊し、死傷者が生じる事故
- ④ 自動回転ドアに挟まれて子供が死亡する事故

【検討中の改正案の概要】

以上のような事故に対応し、次のような措置を検討する。

- ① 駐車場の外壁等について、自動車の誤操作による落下防止措置を義務付ける。
- ② 防火シャッターに挟まれることにより人が危害を受けることのないようにするための、閉鎖作動時の注意喚起装置、危害防止機構等の安全措置を義務付ける。
- ③ 建築物の除却工事を行う際に、敷地外への倒壊を防止するためワイヤーケーブルで支えるなどの措置を義務付ける。
- ④ 緊急的措置として、避難出口における回転ドアの設置制限を行うことを検討する。また、建築物に設けるドアの日常安全性について、今後中期的に検討する（法改正が必要）。

(参考)

- 駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針（平成15年2月25日）：参考資料4
- 防火シャッター閉鎖作動時の危害防止ガイドライン（平成10年10月12日）：参考資料5
- 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成15年7月3日）：参考資料6
- 自動回転ドアの事故防止対策に関するガイドライン（平成16年6月29日）：参考資料7